

日本振興銀行株式会社の元経営者に対する責任追及訴訟の上告審判決について

平成 29 年 8 月 30 日
株式会社整理回収機構

最高裁判所は、当社が日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」という。）の元役員に対して提訴した損害賠償請求訴訟について、本年 8 月 29 日、元役員の上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とする決定をした。これにより、元役員に 5 億円の支払を命じた第一審判決が確定した。

この訴訟は、日本振興銀行が、同銀行によって構築された中小企業振興ネットワークの中核企業であった中小企業保証機構株式会社に対して 85 億円（新規流出額約 10 億 5000 万円、融資実行後の貸付総額約 95 億 0400 万円）の融資を実行するに当たり、当時の同銀行の役員が、当該融資先には返済能力がなく、担保も不足していたことを認識していたにもかかわらず、追加調査や十分な担保徴求等の措置を講じることなく、漫然と当該融資を承認して実行させたことにより、その大半を回収不能にさせ、同銀行に損害を与えたとして、同銀行から損害賠償請求権を譲り受けた当社において、元役員に対し、会社法 423 条 1 項の任務懈怠責任に基づく損害賠償の一部として 5 億円を請求したというものである。

第一審の東京地方裁判所は当社の主張を全面的に認める判決を言い渡し、東京高等裁判所は元役員の上告を棄却したが、元役員が上告及び上告受理申立てをしていた。

以上